

2 「生産緑地地区」のページから、「特定生産緑地」のページに移動します。

The screenshot shows the Nerima City Office website. On the left is a sidebar with various service icons and links. The main content area is titled '生産緑地地区'. Below the title is a breadcrumb trail: 現在のページ > トップページ > 区政情報 > まちづくり・都市計画 > 地域地区（用途地域等） > 生産緑地地区. Below the breadcrumb trail are two dropdown menus: '生産緑地地区' and '特定生産緑地'. The '特定生産緑地' menu is highlighted with a red box. A callout box points to this menu with the text: 'クリックすると、ページ内の「特定生産緑地の概要」の項目に移動します。'. Below the dropdown menus is a section titled '生産緑地地区の概要'. A large red arrow points from this section down to the next page. The next page is titled '特定生産緑地の概要'. It contains text explaining the '特定生産緑地' system. Below the text is a section titled '特定生産緑地の指定'. At the bottom of the page, there is a red box containing a link: > 特定生産緑地.

練馬区
Nerima city office

みどりの風吹くまちへ

くらし・手続き >
子育て・教育 >
保健・福祉 >
区政情報 >
観光・催し >
事業者向け >

Google 提供 検索

生産緑地地区

現在のページ > トップページ > 区政情報 > まちづくり・都市計画 > 地域地区（用途地域等） > 生産緑地地区

▼ 生産緑地地区 ▼ 特定生産緑地

生産緑地地区の概要

生産緑地地区は、市街化区域内（練馬区全域）にある農地等が持っている農業生産活動等に裏づけられた緑地機能に着目して、公害役立つ農地等を計画的に保全して、良好な都市環境の形成を図る地域地区の一つです。

クリックすると、ページ内の「特定生産緑地の概要」の項目に移動します。

特定生産緑地の概要

特定生産緑地とは、生産緑地の買取り申出が可能となる指定告示から30年を経過する日を近く迎える生産緑地のうち、きるまでの期限を10年延長することにより、都市農地の保全を図っていくための制度です。

特定生産緑地の指定

練馬区では、指定から30年を経過する生産緑地について、特定生産緑地の指定手続を進めています。
特定生産緑地の概要と、現在の指定状況については、「[特定生産緑地](#)」のページをご覧ください。

> 特定生産緑地

- 3 「特定生産緑地」のページ上の、「区内の特定生産緑地一覧」で該当の特定生産緑地を確認します。

特定生産緑地の指定状況

練馬区では、503地区（※）、136.83ヘクタールが特定生産緑地に指定されています（令和6年8月現在）。

※ 一覧には、現在指定されている特定生産緑地を記載しております。

※ 生産緑地地区の一部が特定生産緑地に指定されている地区もあります。

↓ 区内の特定生産緑地一覧（令和6年8月20日告示）（PDF：452KB）

↓ 特定生産緑地の告示年月日・番号一覧（令和6年8月20日更新）（PDF：113KB）



生産緑地地区の番号	特定生産緑地の位置	特定生産緑地の 申出基準日の年	特定生産緑地の指定等を行った年				
特定生産緑地（練馬区）一覧		【凡例】	令和2年	3年	4年	5年	令和6年8月20日告示時点
			指定	削除	追加	一部削除	区域変更
番 号	位 置	申 出 基 準 年	令和 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
67	練馬区 平和台四丁目地内	R4					
70	練馬区 早宮二丁目地内	R4					
73	練馬区 早宮三丁目地内	R4					
74	練馬区 早宮四丁目地内	R4					
75	練馬区 早宮四丁目地内	R4					
77	練馬区 早宮四丁目地内	R4					
		R5					
78	練馬区 早宮四丁目地内	R4					
82	練馬区 春日町一丁目地内	R4					
84	練馬区 春日町一丁目地内	R4					

4 申出基準年の右側に、特定生産緑地の指定等を行った年を示しています。

(下例の場合、「令和2年」のマスに「指定」の色付けがされているため、「生産緑地地区第70号のうち、令和4年が申出基準の年の区域は、令和2年に特定生産緑地に指定された」ことを示します。)

番 号	位 置	申 出 基準年	令和 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
67	練馬区 平和台四丁目地内	R4					
70	練馬区 早宮二丁目地内	R4					
73	練馬区 早宮三丁目地内	R4					

5 区ホームページ上の「特定生産緑地の告示年月日・番号一覧」を確認いただくと、特定生産緑地の告示年月日と告示番号が確認できます。

特定生産緑地の指定状況

練馬区では、503地区（※）、136.83ヘクタールが特定生産緑地に指定されています（令和6年8月現在）。

※ 一覧には、現在指定されている特定生産緑地を記載しております。

※ 生産緑地地区の一部が特定生産緑地に指定されている地区もあります。

↓ 区内の特定生産緑地一覧（令和6年8月20日告示）（PDF：452KB）

↓ 特定生産緑地の告示年月日・番号一覧（令和6年8月20日更新）（PDF：113KB）



特定生産緑地

令和6年8月20日更新

告示年月日および番号一覧表

告示年月日	告示番号
令和2年11月19日	練馬区告示第542号
令和3年12月9日	練馬区告示第571号
令和4年9月29日	練馬区告示第446号
令和5年9月28日	練馬区告示第476号
令和6年8月20日	練馬区告示第442号

6 区ホームページ上の「指定区域」または「これまでの指定・解除状況」の項目から、特定生産緑地の指定区域に関する内訳表を確認します。

(生産緑地地区第70号の場合、令和2年に特定生産緑地に指定された区域があるため、「これまでの指定・解除状況」の「令和2年」から、「指定の内訳」を確認します。)

令和2年度

↓ 指定の内訳 (PDF : 47KB)

↓ 総括図 (PDF : 4,427KB)

↓ 指定図 (PDF : 42,068KB)

7 該当年の内訳表で、特定生産緑地の指定および解除面積の確認ができます。

(下例の場合、「生産緑地地区第70号は令和2年に、3,850㎡のうち1,000㎡が特定生産緑地に指定された」ことを示します。)

生産緑地 地区番号	位置	面 積			申出基準日	備 考	図面 番号
		生産緑地地区 (都市計画)	特定生産緑地				
			既に指定されている 区	新 た に 指 定 す る 域 区			
67	練馬区 平和台四丁目地内	2,350	0	2,350	令和4年11月12日		9/23
70	練馬区 早宮二丁目地内	3,850	0	1,000	令和4年11月12日		13/23
73	練馬区 早宮三丁目地内	1,880	0	1,000	令和4年11月12日		13/23

8 該当年の内訳表または指定図の最初のページで、指定区域の図面番号を確認します。

○ 令和2年から4年までに指定・解除の場合

該当年の内訳表の右側に、図面番号を示しています。

生産緑地 地区番号	位置	面 積			申出基準日	備 考	図面 番号
		生産緑地地区 (都市計画)	特定生産緑地				
			既に指定されている 区	新 た に 指 定 す る 城 区			
67	練馬区 平和台四丁目地内	2,350	0	2,350	令和4年11月12日		9/23
70	練馬区 早宮二丁目地内	3,850	0	1,000	令和4年11月12日		13/23
73	練馬区 早宮三丁目地内	1,880	0	1,000	令和4年11月12日		13/23

○ 令和5年以降に指定・解除の場合

区ホームページ上の「指定図」の最初のページに、図面番号を示しています。

令和5年度

↓ 解除の内訳 (PDF : 52KB)

↓ 総括図 (PDF : 4,249KB)

↓ 指定図 (PDF : 5,246KB)



特定生産緑地練馬区指定図 変更箇所一覧表

地区番号	図面番号
76	7 / 17
141	6 / 17
192	4 / 17
100	

9 該当年の「指定図」のうち、7で確認した図面番号のページで、特定生産緑地の指定・解除の範囲を確認できます。

令和2年度

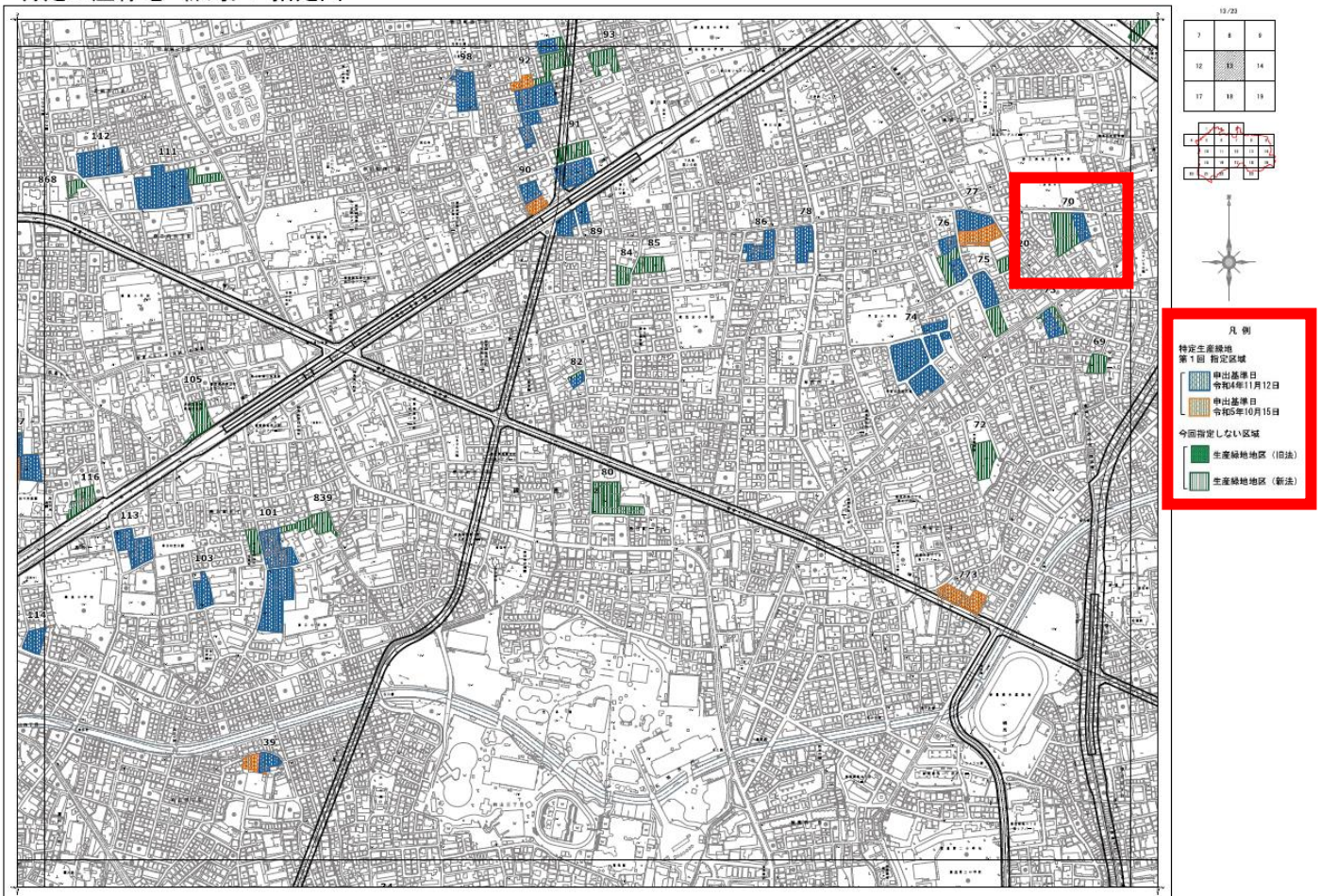
↓ 指定の内訳 (PDF : 47KB)

↓ 総括図 (PDF : 4,427KB)

↓ 指定図 (PDF : 42,068KB)



特定生産緑地 練馬区 指定図



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都地図2,500分の1地形図を利用して作成したものである。
(承認番号) 31都市基交第170号、(承認番号) 31都市基交第168号、令和元年10月2日

(※ 次ページに続きます)



凡 例

特定生産緑地 第1回 指定区域

- 申出基準日
令和4年11月12日
- 申出基準日
令和5年10月15日

今回指定しない区域

- 生産緑地地区（旧法）
- 生産緑地地区（新法）

生産緑地地区第70号の場合、青色の斜線がついた区域が特定生産緑地に指定された区域となります。